

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会活動を町民に対して説明する責務を果たすため、積極的な情報公開を図り、町民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 町民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、町政及び議会活動に反映させること。
- (3) 町民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務について監視及び評価を行うこと。
- (4) 町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。
- (5) 議会の役割を不斷に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について町民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動、政策提言を通じて町民全体の福祉の向上に努めること。
- (3) 不断の活動及び研鑽を通じて自己の資質の向上に努め、町民全体の奉仕者かつ代表者としてふさわしい活動をすること。
- (4) 町民の代表者として、誠実かつ公正な職務の遂行に務め、自らの議会活動について町民への説明責任を果たすこと。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

解説

第2章では、議会・議員の活動原則を定めています。第2条では、議会の活動原則を5つ定め、第3条では、議員の活動原則を4つ定めています。第4条では、議会活動を行うために会派を結成することができる旨を規定しています。なお、会派を結成するためには、2人以上としています。